

第三次海南省子供読書活動推進計画

令和3年3月 海南省教育委員会

【目次】

第一章 第三次海南市子供読書活動推進計画の基本的な考え方	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の背景（国・県の状況）	1
3 計画の基本方針	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象	2
第二章 第二次計画期間における取組による成果と課題（平成 28 年度～令和 2 年度）	3
1 家庭における子供の読書活動	3
（1）「はじめてえほん」事業	3
2 地域における子供の読書活動	3
（1）保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動の推進	3
（2）図書館における子供の読書活動を支える蔵書構成	3
（3）図書館イベント等の取組	4
3 学校等における子供の読書活動	4
（1）保育所（園）・こども園・幼稚園	4
（2）小・中学校	4
4 子供の読書活動を推進するための環境整備・充実	5
（1）海南 nobinos の開館	5
（2）読書通帳の導入	6
5 子供の読書活動に関する理解と関心の普及	6
第三章 第三次計画における子供の読書活動推進のための方策	7
1 家庭における子供の読書活動の推進	7
（1）家庭の役割	7
（2）具体的な取組	7
2 地域等における子供の読書活動の推進	7
（1）図書館等の役割	7
（2）具体的な取組	7
3 学校等における子供の読書活動の推進	8
（1）保育所（園）・こども園・幼稚園	8
（2）小・中学校	8
4 子供の読書活動を推進するための環境整備・充実	9
（1）海南 nobinos・下津図書館の整備・充実	9
（2）図書室等の整備・充実	10
5 子供の読書活動に関する理解と関心の普及	10
【資料】	11
（資料 1）	11
（資料 2）	13

第一章 第三次海南市子供読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画改定の目的

子供の読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条）」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

しかし、スマートフォンの普及やそれを活用した SNS（ソーシャルネットワークサービス）等コミュニケーションツールの多様化、様々な映像・情報メディアの発達によって、子供たちを取り巻く生活環境は変化し続けており、子供達の不読率⁽¹⁾は依然として高い状況にあります。

このような社会的傾向の中、海南市では平成 28 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする「第二次海南市子ども読書活動推進計画」を策定し、子供の読書活動の推進に努めてきました。

今回の「第三次海南市子ども読書活動推進計画」は、新たに整備された海南 nobinos における取組を加え、学校・家庭・地域等が連携し、社会全体で読書活動に主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、改定するものです。

2 計画の背景（国・県の状況）

国においては、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、平成 14 年 8 月に全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」）が策定されました。

その後、平成 17 年 7 月の「文字・活字文化振興法」の成立、平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正、平成 19 年 6 月の「学校教育法」の改正等を経て、平成 20 年 3 月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子供の読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえた第二次基本計画が策定され、平成 25 年 5 月には第三次、平成 30 年 4 月には第四次基本計画が策定されています。

和歌山県では、平成 16 年 3 月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）が策定され、平成 21 年 3 月に第二次計画、平成 26 年 3 月に第三次計画、平成 31 年 3 月には第四次計画が策定されています。

また、平成 29 年 3 月に告示された新学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす

⁽¹⁾ 不読率… 1 ヶ月間に読んだ本が 0 冊である不読者の割合。全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で行った第 65 回学校読書調査(令和元年実施)において、小学生 6.8%(△1.3%)、中学生、12.5%(△2.8%)、高校生 55.3%(△0.5%)となっており、高校生が依然として高い状況にある。※()内は前年比。

とともに、児童の主体的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」となっており、学校図書館並びに地域の図書館等の積極的な活用が重視されています。

3 計画の基本方針

「第三次海南市子供読書活動推進計画」は「第二次海南市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、子供が自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子供の興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することを目的として、次の三点を基本方針として引き続き取り組みます。

(1) 家庭・地域・学校を通じた社会全体における読書活動の推進

子供が読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子供の興味・関心を尊重しながら、自主的な読書活動を推進しなければなりません。

そのためには、家庭・地域・学校・図書館等が密接に連携し、相互に協力することが必要です。それぞれが担うべき役割を十分に果たし、子供の成長に合わせた読書活動ができるよう、社会全体で取り組んでいきます。

(2) 子供の読書活動を支える環境の整備・充実

子供の自主的な読書活動の推進を図るため、家庭・地域・学校・図書館等において子供が読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、図書館等の資料や施設などの環境の整備・充実に取り組みます。

(3) 子供の読書活動に関する理解の普及

子供が自主的な読書習慣を身に付けていくためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。子供の読書活動の意義や重要性について理解・関心を高めるよう、普及啓発活動を促進します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下の子供とします。

第二章 第二次計画期間における取組による成果と課題（平成 28 年度～令和 2 年度）

1 家庭における子供の読書活動

（1）「はじめてえほん」事業

平成 26 年の乳幼児健診より、図書館司書が選定した「赤ちゃん絵本おすすめリスト」と「図書館利用案内」を配布しており、保護者に対して絵本の読み聞かせを推奨、絵本の大切さを説明しています。説明を聞いた親子が図書館へ足を運ぶようになるなど、少しずつ広がりを見せています。

子育て中の保護者も読書を楽しむ時間を持ち、子供と一緒に読書を楽しむなど、読書習慣の定着のため、引き続き、図書館利用の促進に努める必要があります。



2 地域における子供の読書活動

（1）保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動の推進

毎月第二土曜日に、下津図書館において、地域の読み聞かせボランティアグループによる定期的な「よみかたり会」などのイベントを開催しています。また、高校生ボランティアや中学生ボランティアによる「おはなし会」などの交流活動も実施しており、子供たちの本への関心が高まっています。

なお、児童図書館は令和 2 年 1 月 31 日をもって閉館しましたが、児童図書館で読み聞かせ活動を開催していたボランティアグループは、海南 nobinos において、引き続き活動を予定しています。

（2）図書館における子供の読書活動を支える蔵書構成

子供向けの蔵書数については、平成 28 年 3 月末時点で下津図書館／39,810 冊、児童図書館／25,738 冊であったのに対し、海南 nobinos が開館した令和 2 年 6 月 1 日時点では、海南 nobinos／79,815 冊、下津図書館／39,241 冊と、合わせて 119,056 冊（約 81%）に増加しています。これにより、子供が読みたい本を選択する幅を広げ、きめ細かなレファレンスサービス⁽²⁾に対応することが可能となっています。

⁽²⁾ レファレンスサービス… 利用者の相談に応じて必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービス。

(3) 図書館イベント等の取組

「本を借りる」、「イベントに参加する」などの利用を通じてポイントを貯め、規定のポイントに達した子供へ景品を贈る図書館ポイントラリー⁽³⁾を実施し、図書館の利用促進を図っています。

また、幼少期から図書館に慣れ親しんでもらうことを目的として、図書館職員によるおはなし会や、図書館おみくじ⁽⁴⁾、映画会、工作教室なども実施しているほか、幼稚園、小・中学校、学童保育施設などへの団体貸出配送サービス⁽⁵⁾の実施、中学生への読み聞かせ指導などにより、読書活動の推進を図っています。



3 学校等における子供の読書活動

(1) 保育所(園)・こども園・幼稚園

ア 日課の中での絵本にかかわる時間の確保

季節や行事に合わせて先生が絵本を選び、保育の時間や降園前の時間などを活用して子供の年齢に合わせた読み聞かせを行い、本の楽しさを体感する活動を大切にしています。園の蔵書が不足する場合は、市の図書館で団体貸出を利用しています。

イ 保護者に対する読み聞かせの啓発

定期的に子供たちが絵本を選んで持って帰ることで、保護者に読み聞かせを啓発しています。また、園だよりを通じて、読み聞かせの楽しさ、大切さを知ってもらうよう努めました。更に、保護者だけでなく、ボランティアや市の図書館職員による読み聞かせを保育に取り入れるなどしています。

(2) 小・中学校

ア 朝の読書活動の推進及び読み聞かせ活動・読む活動の充実

各学校において、授業が始まる前に10分程度、全校一斉に児童生徒と先生が読書する時間を設けており、全員が落ち着いた雰囲気の中で本を読むことで、スムーズに授業

⁽³⁾ 図書館ポイントラリー… ポイントカード発行数は平成28年度/528枚、平成29年度/510枚、平成30年度/455枚、令和元年度495枚。

⁽⁴⁾ 図書館おみくじ… おみくじを引いてもらい、おみくじに書かれたおすすめの本を貸し出すイベント。

⁽⁵⁾ 団体貸出配送サービス… 子供と本を結ぶ活動を行っている団体・施設に対し、児童書を中心とした図書を集配するサービス。

に入れるようになっていきます。また、集会等で、先生や図書委員会のおすすめの本を紹介したり、絵本の読み聞かせをしたりする学校もあります。各小学校では、低学年で読み聞かせ活動を取り入れており、国語の授業をはじめ、終わりの会などの時間を活用して実施しているほか、全ての教科において、様々な文章や資料を読んだり調べたりする活動を大切にしています。

イ 子ども読書の日、読書週間の活用

4月23日の子ども読書の日⁽⁶⁾や読書週間⁽⁷⁾に合わせ、各学校において、読み聞かせなどを実施しています。また、学校ごとの工夫も見られ、図書館司書や担当教諭等が連携し、ブックトーク⁽⁸⁾や読書集会の実施、図書委員会活動との関連付けなど、様々な活動が行われています。

ウ 図書ボランティア・学校司書による校内読書環境の整備

保護者や地域の方々が、図書ボランティアとして学校の読書活動を支援しています。破損した図書の修理や、図書室を明るく飾り付けるなどの環境整備をはじめ、中には図書のデータベース化⁽⁹⁾を進めている学校もあり、このような学校では子供の読書への関心が高くなっていることから、こうした取組の更なる展開が必要です。

また、市内全ての学校において、学校司書による巡回を行う際、巡回する学校を各中学校校区とすることで、小中学校の校種間の系統性を持たせ、同中学校区の小学校同士の情報共有を図っています。加えて、各校の実態に応じて、ラベルの貼り替えや配架の見直しを行い、児童生徒が目的の本を見つけやすいよう案内図や見出し等を工夫し、快適な環境作りにも努めています。



※読み聞かせの選書風景

4 子供の読書活動を推進するための環境整備・充実

(1) 海南 nobinos の開館

海南 nobinos は中心市街地の賑わいの創出を目的とした、図書館とホールや会議室などの貸館機能、常設の有料託児室や無料の乳幼児向け遊び場、広場などを備えた複合施設であり、館内にはスターバックスコーヒーも出店し、静かに本を読む場所という従来の図書館のイメージとは大きく異なる“賑わう図書館”として、令和2年6月1日

⁽⁶⁾ 子ども読書の日… 国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日を子ども読書の日としている。

⁽⁷⁾ 読書週間… 10月27日から11月9日の約2週間。公益社団法人読書推進運動協会による。

⁽⁸⁾ ブックトーク… 特定のテーマのもとに、数冊の本をあらすじや著者紹介等を含めて紹介すること。

⁽⁹⁾ 図書のデータベース化… 図書にバーコードラベルを貼り付けて書誌データと一致させ、データベース化して管理することで、貸出・返却・検索等が可能になる。作業の効率化のみならず、子供の図書室への関心を高める効果が見込まれる。

に開館しました。

子供の読書活動を推進するためには、子供自身はもちろん、身近な大人である保護者や家庭・地域など社会全体で読書に親しみ、楽しめる環境を構築することが重要であり、海南 nobinos は、手に取れる冊数としては日本一となる 5 万冊の絵本を開架し、児童書、一般書、マンガなど親しみやすい図書を中心に揃えています。ぶつかっても怪我をしないクッション性の高い書架や、押し入れのような閲覧席、寝転んで本を読める読書の森や遊具など、遊びながら本に触れ、好奇心を高める工夫を随所に施しています。

開館後、非常に多くの方に来館頂き、令和 3 年 3 月 18 日には来館者数累計 50 万人を達成しており、子供たちが本に親しむきっかけとなる工夫を凝らしながら、今後も運営していきます。



(2) 読書通帳の導入

図書館利用の促進のため、令和 2 年 10 月より「読書通帳⁽¹⁰⁾」を導入しました。読書通帳は、利用者が借りた本の履歴を銀行のような通帳に記帳していくことが可能なものです。これにより、利用者自身が借りた本の記録をすることができ、読み聞かせの記録としても活用することができます。



5 子供の読書活動に関する理解と関心の普及

図書館におけるイベント等は毎月の市報に情報を掲載するほか、図書館だより・ポスター・ちらし等を発行し、保育所(園)・こども園・幼稚園・小学校等に掲示、家庭への配布を依頼することにより、イベント等への参加を促していますが、子供の読書活動の活性化に向け、海南 nobinos の開館を踏まえた様々な取組について、より積極的な広報活動が必要であると考えます。

⁽¹⁰⁾ 読書通帳… 読んだ本の履歴、若しくは図書の貸出履歴を記録しておく手帳等の総称。導入した読書通帳は、専用の読書通帳機に挿入することで貸出履歴が自動で印字される。

第三章 第三次計画における子供の読書活動推進のための方策

1 家庭における子供の読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要となります。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と触れ合いながら一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要となります。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣づけを図ったり、身近な大人が読書する姿勢を見せたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働きかけることが望まれます。

(2) 具体的な取組

- ・「はじめてえほん」事業として、乳幼児健診時に保護者に対して絵本の大切さを説明し、読み聞かせを推奨、読み聞かせのコツなどをアドバイスします。啓発チラシや「図書館利用案内」に加え、図書館の利用者登録申込書・読書通帳交付申込書を配布するなど、図書館利用の促進に努めるとともに、子供の図書に触れる機会の創出に努めます。

2 地域等における子供の読書活動の推進

(1) 図書館等の役割

子供にとって図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書に相談したりすることができる場所となります。

図書館では、子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会を実施するほか、多様なボランティア活動の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修を行うなど、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

また、障害のある子供たちが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、ボランティアによる読書支援など、読書活動支援の推進を図ります。

(2) 具体的な取組

- ・図書館職員及び読み聞かせボランティア等の協力による定期的なおはなし会を継続して行うとともに、子供たちに興味をもってもらえるような季節・行事に合わせた本の展示、イベント等を開催し、図書館利用を促進します。
- ・対象年齢別、テーマ別のブックリストなどを作成するとともに、子供たちや保護者か

らの読書相談に応じます。

- ・読み聞かせボランティアの養成、活動場所の提供などの活動支援を行います。
- ・小学生の図書館見学、中学生の職場体験学習、中学生・高校生の読み聞かせボランティアを受け入れます。
- ・地区公民館、児童館との連携・協力により、図書館で選書した数十冊程度の子供向け図書を一定期間公民館等に団体貸出することで、多様な本と出会う機会の創出に努めます。
- ・障害のある子供たちのために、点字図書やさわる絵本⁽¹¹⁾ など、多様な資料の充実を図ります。

3 学校等における子供の読書活動の推進

(1) 保育所(園)・こども園・幼稚園

ア 保育所(園)・こども園・幼稚園の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせなどを推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせなどの大切さや意義を広く普及することが求められます。また、異年齢交流において、小・中学校や高校の児童生徒が乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様となるような工夫が求められています。

イ 具体的な取組

- ・図書館からの団体貸出などを活用したり、図書館職員による読み聞かせを実施したりして、多様な本と出会う機会を創ることに努めます。
- ・読み聞かせボランティアの協力を得て、本に親しむ活動を継続して実施します。
- ・保護者等に対し、読み聞かせの大切さなど読書推進を啓発します。

(2) 小・中学校

ア 小・中学校の役割

子供の読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においても、目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されており、子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

⁽¹¹⁾ さわる絵本… 指でさわって読むための絵本。描かれている絵に様々な素材を貼り付けるなどして、絵をさわって分かるようにしたもの。

イ 具体的な取組

- ・「朝の読書」等による読書活動を促進し、読書習慣の確立に努めます。
- ・図書館からの小・中学校、学童保育施設等への団体貸出を活用し、多様な本と出会う機会を創ることに努めます。
- ・図書室の環境整備をはじめ、図書室以外の場所にも推薦図書のコーナーを設置するなど、子供たちが読書しやすい環境の整備を進めます。
- ・「子どもの本総選挙」「読書でビンゴ！」等、読書推進につながるイベント等を企画し、子供の読書意欲が高まるように努めます。
- ・保護者等に対し、読書推進を啓発します。

4 子供の読書活動を推進するための環境整備・充実

(1) 海南 nobinos・下津図書館の整備・充実

子供の読書活動を推進するためには、子供自身はもちろん、身近な大人である保護者や家庭・地域など社会全体で読書に親しみ、なにより、読書を楽しめる環境を構築することが非常に重要となってきます。

海南 nobinos においては、乳児用の遊び場や遊具、特徴的な閲覧スペースなど、従来の図書館のイメージにとらわれない整備を行っています。図書以外の目的であっても、まずは施設に来ていただき、そこで興味のある本に出会い、本を手にとるといった「図書館への入口」として位置づけ、イベントを実施した際には、そのイベントに関連した本を会場に配置するなど、本に興味を持っていただけるよう「図書に触れる機会」の創出を図ります。

下津図書館においては、乳幼児を連れ、気軽に親子で参加できる時間帯「赤ちゃんタイム」を設定し、図書館利用の敷居を低くする取組を行うとともに、学校等への貸出図書の配送サービスを学校司書と連携し、継続して実施します。

また、両図書館においては、子供が読書の楽しさを知り、本から様々な知識を得ることができるように、様々な分野において子供の読書意欲が高まるような発達段階に応じた蔵書の充実に努めていきます。

地域の保育所(園)・こども園・幼稚園・学校・学童保育施設・地区公民館・児童館等の施設との連携や協力体制をさらに強化します。団体貸出などによる資料の支援や職員が学校等を訪問して読み聞かせを行うなどの取組を進め、多様な本と出会う機会を創ることに努めます。

また、特に読書離れが進みがちな中学生・高校生に対しては、その興味・関心を考慮した蔵書構築や紹介を行うとともに、ヤングアダルト⁽¹²⁾ 向けの図書の充実に努めるなど、子供の読書意欲を向上させる整備を行います。

⁽¹²⁾ ヤングアダルト… おおむね 12 歳から 18 歳までの中学生・高校生世代の利用者に対して公共図書館が使用する言葉。YA と略す。

(2) 図書室等の整備・充実

学校においては、児童生徒の豊かな読書活動を充実させるため、図書室の整備が大切です。それには、各教科の授業の内容に関連した「調べ学習」に役立つ本と読書の楽しさが広がる本の両面における充実を図ることが求められます。また、必要に応じて図書館からの団体貸出などを活用することにより、効率的に幅広い本の提供を行えるよう連携を図ります。

また、市内全ての学校において、学校司書による巡回を行い、各学校との情報共有を図るとともに、図書館と連携を取りながら、子供の多様な読書活動や学習に応えるためのレファレンスサービスや図書情報の提供、読み聞かせやブックトーク、授業での子供の作品づくりや資料制作などの支援を充実させるなど、子供たちの読書意欲が高まるように工夫します。

5 子供の読書活動に関する理解と関心の普及

子供の読書活動を推進していくためには、保護者をはじめとする周りの大人達に対しての啓発も必要です。日常的に子供が通う保育所(園)・こども園・幼稚園、小・中学校等において、お知らせの配布や保護者会での説明を行い、読書活動が子供たちの成長に重要な役割を持つことを理解してもらうとともに、周りの大人達も一緒になって読書に親しめるような取組を推進していきます。

また、読書通帳をはじめ、図書館等において、読書に関する様々な取組が行われていることを周知し、市全体による子供の読書活動の活性化を目的として、その入口となる図書館利用促進事業について、活動内容に関する積極的なプレスリリース⁽¹³⁾の発信などの広報活動を実施します。

⁽¹³⁾ プレスリリース… 報道機関がニュースや記事の素材として使用してくれることを目的に、情報の提供を行うこと。

【資料】

（資料１）

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」

という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料2)

和歌山県子供読書活動推進計画（第四次）（抜粋）

平成 31 年 3 月

基本方針

国の基本方針と、本県の第三次計画期間における成果と課題を踏まえ、子供の読書活動推進を目指し、次の 3 点を基本方針として取り組みます。

(1) 発達の段階に応じた取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達の段階に応じて読書活動が行われることが重要です。そのため、発達段階ごとの特徴を理解するとともに、一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭・地域・学校等において、取組を進める必要があります。

(2) 子供が読書に親しむための環境の充実

家庭において、子供が本と出会い、本に親しむ環境をつくるためには、大人が子供に対して、本と親しむ場を積極的に提供していく必要があります。

図書館においては、子供や保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多く持てるよう、読書環境を整備することが求められています。

学校においては、学校図書館が「読書センター」及び「学習・情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核としての役割を果たす必要があります。

(3) 子供の読書に関わる人の育成

子供が本と出会い、本の楽しみを知るためには、子供と本をつなぐ人の役割が大変重要です。

そのため、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解促進、教職員やボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組む必要があります。